別記様式第三の七（第七条の七関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 11 月 26 日

東京都公安委員会

弁明通知書番号
別添のとおり

弁明通知書番号

30-102-260927-204994	30-104-260919-206271	30-104-260923-415390	30-104-261014-413575
30-106-260920-409757	30-107-260927-410026	30-108-260910-205591	30-108-261003-406081
30-109-261002-406243	30-109-261003-406244	30-110-260930-416056	30-111-261004-410228
30-112-261009-203483	30-112-261017-204462	30-217-260924-402415	30-217-261002-421023
30-218-261016-434757	30-220-261021-430569	30-221-260809-407010	30-221-260829-446667
30-221-260903-446672	30-222-260830-423095	30-325-261001-435507	30-325-261002-402444
30-325-261021-440743	30-327-260930-427245	30-328-260914-444144	30-329-260917-204502
30-330-260929-428734	30-331-260826-206585	30-331-260901-209178	30-331-260926-206945
30-331-260930-417694	30-331-261001-432208	30-331-261002-212199	30-331-261005-206020
30-331-261015-211948	30-332-260922-202860	30-333-260901-402193	30-435-260924-411181
30-437-260924-202821	30-438-260823-203816	30-438-260927-203161	30-439-261005-401195
30-440-260723-419050	30-440-260925-429408	30-441-261002-413260	30-549-261017-401263
30-550-261006-436305	30-550-261016-429446	30-552-260729-202365	30-553-261016-421026
30-660-260919-407999	30-660-260927-432173	30-662-261012-202677	30-666-261016-415061
30-668-260927-205282	30-771-260918-204684	30-771-260924-202178	30-773-260927-431378
30-773-261018-201353	30-777-261005-446437	30-779-261005-432011	30-779-261014-426839
30-883-260729-435207	30-888-260922-442063		

1　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１０項及び道路交通法施行令第１７条の５第３項の規定により、この公示による納付命令の効力が生じた日（以下「効力発生日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

2　この処分については、効力発生日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。